

○泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所管理規程

平成19年3月20日

泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第2号

泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所管理規定(昭和42年5月1日)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所(以下、「第一事業所」という。)の管理に必用な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 泉佐野市及び田尻町の環境衛生の向上を図るため、し尿処理施設(以下「施設」という。)を設置する。

2 前項の施設の位置及び名称は次のとおりとする。

位置 泉佐野市6780番地

名称 泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所

(搬入の許可)

第3条 第一事業所において、し尿を処理しようとする事業者は、関係市町長に申請のうえ許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可を受けた事業者について、関係市町から通知があったときは、速やかに施設への搬入を許可するものとする

(搬入条件)

第4条 管理者は、第一事業所を使用する事業者に対し、運搬車の構造及び構内道路その他管理上必要な条件を付すことができる。

第5条 投入できるし尿の量は、施設の処理能力の範囲内とし、施設を使用する事業者はこれを超える量を搬入してはならない。

2 搬入を予定するし尿の量について、使用する事業者が通常搬入している量より、著しく増加するときは、その旨を、搬入前日までに第一事業所に通知するものとする。

第6条 施設に搬入できる日及び時間は次のとおりとする。

(1) 使用日 月曜日から土曜日(日曜日及び12月31日から1月3日までの管理者が定める日を除く。)

(2) 使用時間 午前6時30分から午後5時まで

第7条 し尿以外の汚物の投入は、これをしてはならない。

第8条 第4条から前条に定めるもののほか、第一事業所の指示する事項を遵守し、また必要に応じた協力を行うものとする。

(違反処分)

第9条 搬入した事業者が次の各号の一に該当するとき、管理者は、搬入の許可を取消し、施設に損害を及ぼしたときは、これを賠償させることができる。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)又は関係市町の条例に違反したとき。

(2) 本規程若しくは第一事業所の指示に従わなかったとき。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の公布の日の前日までになされた施設の使用許可は、改正後の本規定に基づき許可を受けたものとみなす。

附 則(平成 23 年 4 月 5 日泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。